前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
機械式駐車設備	一〇
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	八
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
無形資産	
漁業権	一〇
ダム使用権	五五
水利権	二〇
特許権	八
実用新案権	五
意匠権	七
商標権	一〇
ソフトウェア	
複写して販売するための原本	三
その他のもの	五
育成者権	
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種	一〇
その他	八
営業権	五

前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
機械式駐車設備	一〇
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	八
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
無形資産	
漁業権	一〇
ダム使用権	五五
水利権	二〇
特許権	八
実用新案権	五
意匠権	七
商標権	一〇
ソフトウェア	
複写して販売するための原本	三
その他のもの	五
育成者権	
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種	一〇
その他	八
営業権	五